

熊本都市計画地区計画の決定（合志市決定）

都市計画飯高地区計画を次のように決定する。

<p>名 称</p>	<p>飯高地区計画</p>
<p>位 置</p>	<p>合志市幾久富字飯高の一部</p>
<p>面 積</p>	<p>約 0.6 ha</p>
<p>区域の整備、開発及び保全に関する方針</p>	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は市民に親しまれている飯高山公園の南側に隣接し、2級河川堀川を挟んで杉並台の住宅地（第一種低層住居専用地域）と接する位置にある。</p> <p>「合志市総合計画」と「合志市都市計画マスタープラン」の中で「重点市街地ゾーン（住宅市街地）」に位置づけられていることから、低層住宅地としての基盤の整った良好な居住環境の創出を目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>周囲の既存の住宅地との調和を図り、ゆとりある緑豊かな一戸建低層住宅を主とした郊外型住宅地の形成を図るため、地区内は戸建低層の住宅地とする。</p> <p>地区施設の整備方針</p> <p>幅員6mの橋梁1基により区域外の道路に接続し、地区内に幅員6mの区画道路を配置する。</p> <p>また地区に街区公園を設置する。</p> <p>建築物等の整備方針</p> <p>土地利用の方針に基づき、建築物の用途、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度などについて定め、良好な居住環境が形成されるように建築物の建築を誘導する。</p>

地区 整備 計画 する 事項	配地 置区 及施 び規 設模 の	道路	街区道路（幅員 6.0m）延長 約 218 m
		公園・緑地	公園 面積 約 300 m <sup>2</sup>
	地区 の 区分	地区の名称	住宅地区
		地区の面積	約 0.6 ha
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅及び兼用住宅に限る
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8 / 10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4 / 10
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m <sup>2</sup>
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること
		建築物等の高さの最高限度	10 m
建築物の壁面の位置の制限		建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門若しくは塀の面から隣地及び道路の境界までの距離を 1 m 以上とする	
垣又はさくの構造の制限		道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備考	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に規定するものに限る		

「区域は計画図表示のとおり」